

税務調査でチェックされる 「源泉所得税③」

週刊税務通信2021年12月13日号No.3683「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

報酬・料金に関する事項

給与以外で源泉徴収の対象となる報酬等は、所得税報204条に限定列挙されています。

(例) 原稿の報酬、写真の報酬、作曲の報酬、デザインの報酬、放送謝金、講演の報酬、芸能・スポーツ等の指導の報酬、翻訳・通訳の報酬、投資助言業務に係る報酬、弁護士・会計士・税理士・社労士・弁理士・司法書士・中所企業診断士・土地家屋調査士・測量士・建築士・不動産鑑定士の報酬、野球選手等の報酬、競艇選手等の報酬、モデルの報酬、外交員・集金人・電力量計の検針人の報酬、芸能人の報酬、ホステス・コンパニオンの報酬、馬主に支払われる競馬の賞金

相手先からの請求書に源泉徴収税額を記載してあれば間違いは少ないのですが、記載がない場合、or 請求書が無い場合でも、該当する支払いであれば源泉徴収は必要となります。

調査では、支払先に所得税法204条に該当する者への支払がないか、源泉徴収税額に誤りはないか(支払額により10.21%か20.42%)を確認します。

【よくある具体例】

- ・講演等を行った者に対する謝金やお車代を支払う場合……源泉徴収の**必要あり**。
- ・講師の交通費や宿泊費を、
 - ⇒ **支払者(会社)**が直接交通機関や宿泊施設に支払う場合……源泉徴収の**必要なし**。
 - ⇒ **講師本人**が支払って精算する場合……源泉徴収の**必要あり**。
 - ⇒ 講師が先に立て替えて支払い、それを**会社が清算した場合(領収書の宛名は会社で原本を保管)**は……源泉徴収の**必要なし**。

配当に関する事項

会社が配当金を支払う場合は、源泉徴収をする**必要があります**。

配当金が未払の場合、支払うまでは源泉徴収は**不要**ですが、配当金の**支払い決定から1年経過した時は、未払でも源泉所得税を納める**必要があります****。

同族会社で、会社の資金繰りを考慮して未払のままにしておくことと起こりやすい。

調査では、未払残高に配当金がある場合に、源泉所得税の納付の確認が行われます。

【今月の経営格言】 経営戦略とは、「戦わずして勝つ」あるいは「戦わずして優位に立つ」ための事業構造の変革であり、それによって自然に高収益を生むことが出来るような体勢を実現することである。 **by** 一倉定 (経営コンサルタント)

孫氏の戦略の定義を経営に当てはめてみると、それは「高収益型事業構造」のことである。しかも、「自然に高収益が上がるような」事業構造でなければならない。事業は、永久に存続しなければならないという至上命令を背負っている。そのためには存続に必要な利益を確保しなければならない。経営戦略は常に先手を取ることで大きな効果を発揮する。しかもその戦略は、そのごく一部を除いて敵はなかなか気づかないし、気づかれても反撃が難しい場合が多い、という誠に安全度の高いものである。その上、状況の変化に対応することもやさしいのである。だから戦略のあるなしでは、長期的に大きな差がつくものである。 「一倉定の経営心得」より